

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 9 月 22 日

【発行者の名称】

株式会社 R i t a X
R i t a X I n c .

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 安藤 浩二

【本店の所在の場所】

千葉県君津市坂田 309 番地 16
(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

—

【事務連絡者氏名】

—

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区銀座八丁目 12 番 8 号
PMO 銀座八丁目 7 階 (東京本社)

【電話番号】

03-5550-7250 (代表)

【事務連絡者氏名】

常務取締役 島田 万璃

【担当 J-Adviser の名称】

アイザワ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藍澤 卓弥

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html>

【電話番号】

03-6852-7726

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社 R i t a X
<https://ritax.jp>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 37 期中	第 35 期	第 36 期
会計期間	自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日	自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
売上高 (千円)	261,972	571,367	600,623
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△16,840	41,295	13,130
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△） (千円)	△7,233	62,836	10,926
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△15,601	68,485	20,007
純資産額 (千円)	8,220	3,814	23,822
総資産額 (千円)	521,460	378,536	443,205
1株当たり純資産額 (円)	41.10	19.07	119.11
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
（うち1株当たり中間配当額） (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失(△) (円)	△36.17	314.18	54.63
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.6	1.0	5.4
自己資本利益率 (%)	-	-	79.1
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,050	△10,056	21,862
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△14,626	11,254	△2,556
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	111,007	△94,285	29,769
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	233,988	41,644	89,353
従業員数 (名)	64	64	66
〔外、平均臨時雇用人員〕	[-]	[-]	[-]

- (注) 1. 当社は第 35 期より連結財務諸表を作成しております。
2. 当社は第 37 期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第 35 期及び第 36 期の中間連結財務諸表は作成しておりません。
3. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 第 35 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第 36 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第 37 期中間期の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益は潜在株式が存在するものの 1 株当たり中間純損失のため記載しておりません。
5. 第 35 期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。また、第 37 期中間期の自己資本利益率は、中間純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第 35 期及び第 36 期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第 37 期中間期の株価収益率については、1 株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。第 35 期、第 36 期、第 37 期中間期については、従業員の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
8. 当社は、2024 年 2 月 10 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第 35 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
9. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 36 期の連結財務諸表については清友監査法人の監査を受けておりますが、第 35 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第 37 期中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、清友監査法人の期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社の大連向量技術開発有限公司により構成されております。

当社グループは、土木・建築設計事業を主要な事業としており、その他にBIM教育事業及びリーバーシステム事業を行っております。主要な事業である土木・建築設計事業については、土木・建築の構造設計分野、意匠設計分野、BIM/CIM分野から構成されており、各分野については次のとおりであります。

(1) 土木・建築設計事業

①構造設計

構造設計とは、意匠設計によって決まるデザインや間取りに基づき、建築基準法に適合した構造安全性を保有する建築物にすることであり、当社の基幹業務になります。建築物の構造計算^{※1}を行い、建物を支える柱や梁、基礎の大きさ、配置を決め、構造図^{※2}・構造計算書^{※3}を作成します。

構造計算における解析の手法としては建築・土木共に静的解析^{※4}が主流ですが、2009年に、当時は一般的ではなかった土木設計における動的解析^{※5}の研究に着手し、2013年には業界でいち早く設計手法として取り入れることに成功しております。以降は建築設計における超高層建築物、免振・制振建築物の動的解析にも取り組んでおります。

当社で手掛ける建物の用途としては、建築の分野では公共事業、特に上下水道施設のほか、福祉施設、教育施設、集合住宅、商業施設、オフィスビルからプラント・物流倉庫まで幅広い用途の建物の設計を行っております。土木の分野については、上下水道施設が主であります。下水・上水の水処理を行う水槽型・タンク型の構造物や、各構造物を地下で繋ぐ地下管廊、さらにはポンプ棟など土木と建築が一体となった特殊な施設の設計を行っております。また、土木・建築構造設計が必要なクリーンセンターなどの複合施設の構造設計も行っております。

構造種別としては、一般的な鉄筋コンクリート造(RC造)、鉄骨造(S造)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の他、2022年からはSDGsの観点から推進されるCLT^{※6}(Cross Laminated Timber)を使用した建物の設計にも取り組んでおります。

土木設計の分野では鉄筋コンクリート造が主であります。当社では構造計算によって壁や床の厚さやコンクリート内に配置される配筋(鉄筋の種類・配置・加工)を決定し、配筋図^{※7}の作成・数量計算書^{※8}の作成まで行っております。構造計算から配筋図の作成まで一貫して行っている設計事務所は少なく、創業当初からの当社の強みとなっております。

②意匠設計

意匠設計とは、建物に要求される性能や要望から建築のデザインや間取りを計画し、意匠図^{※9}を作成することであり、当社は2020年に部門として立ち上げております。建築の設計において、意匠設計は、当社の基幹業務である構造設計との連携が重要になります。2020年の立ち上げ以降、当社グループでは意匠設計から構造設計まで一貫して行っており、当社の強みとなっております。さらに、設備BIMモデル作成業務も開始し、設計段階、施工段階にて意匠、構造、設備のワンファイル・ワンモデルが好評を得ており、今後の競合他社とのBIM差異化技術として期待されます。

建物の用途として、上下水道施設に付属する土木構造物・建築物の設計を主に行っております。その他、2023年からは物流施設やデータセンターなど、一般建築の意匠設計にも展開しております。

また、2020年の立ち上げ当初から、当社ではBIM^{※10}を活用した設計を行っております。建物を構成する構造体、設備機器全てをBIMによる3次元モデルで再現し、関係部門との円滑な共通認識の形成を推進しております。設計の初期段階からBIMによる3次元モデルを介して合意形成を図ることで、設計工程の短縮化や、各工種間の干渉など後工程における潜在的なトラブルの事前解決を実現しております。

③BIM/CIM

近年の設計業界における大きな環境の変化として、CADによる2次元での設計からBIM/CIMによる3次元での設計への移行が挙げられます。2009年は日本におけるBIM元年と呼ばれ、BIMが活用されていく節目となり、従来の設計のワークフローに大きな変化が生じました。その後、2014年に国土交通省により「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」が公表され、2018年にはそれまで建築分野では「BIM」、土木分野では「CIM^{※11}」の名称として認知されていた取組みが「BIM/CIM^{※12}」として整理され、建設業界において3次元モデルの活用による生産性・品質向上の

機運が加速しました。

当社ではいち早くBIM/CIM推進を目標に掲げ、独自にBIM/CIM活用の研究・開発、人材育成に取り組んでまいりました。特に建造物の設計において積極的にBIM/CIMを取り入れており、2023年には当社グループ内の構造設計・意匠設計での使用率はともに100%になっております。そのノウハウを活かし、業界内で年々高まるBIM/CIMのニーズに合わせた様々なソリューションを展開しております。

その他、当社では点群データ※13を用いて、建物や周辺敷地の3次元モデルによる復元にもBIM/CIMを活用しております。配管の入り組んだプラント施設など、人の手による測量が困難な建物について、地上型レーザースキャナーで既存建物を点群データ化し、BIM/CIMにより精緻な3次元モデルを作成しております。これにより既存図の復元を可能にするとともに、補強設計や改修設計の分野での施工性の検証に活用しております。

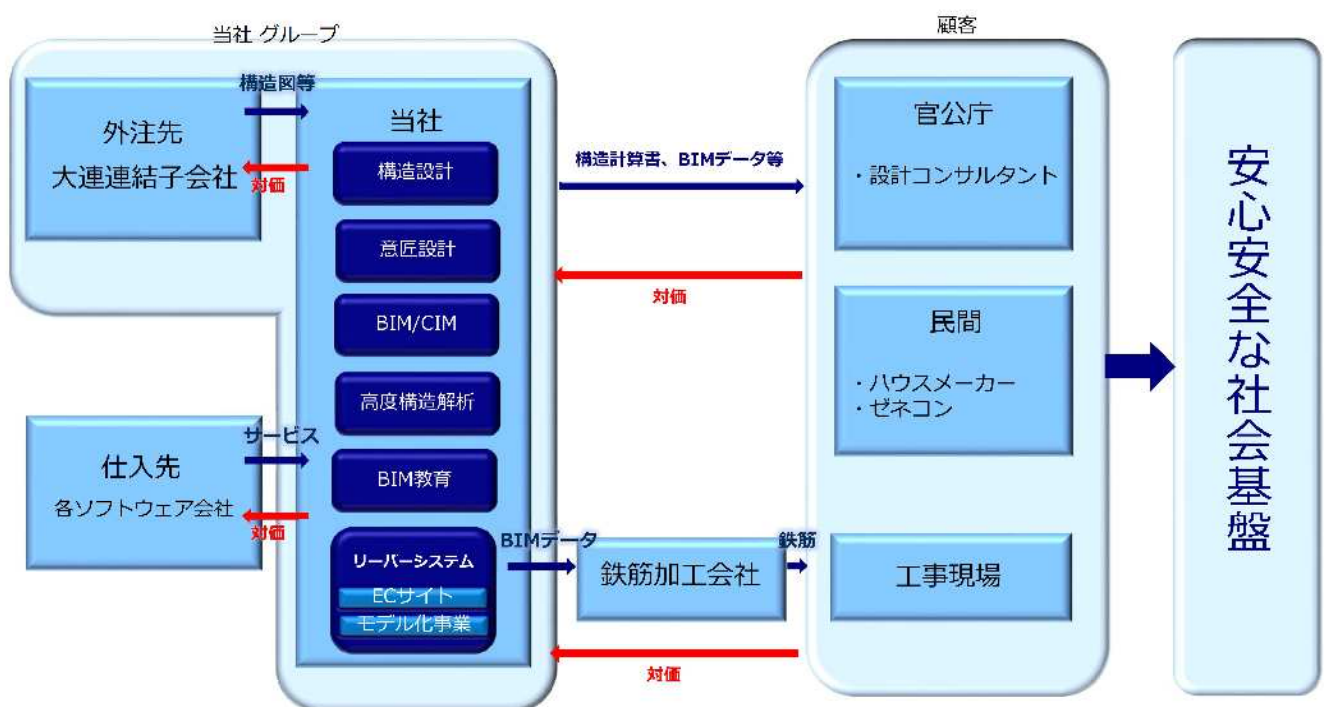
(2) BIM教育事業

当社は、建設業界における人材不足やBIM/CIM対応の加速といった社会的要請に応えるべく、2024年より教育事業を開始しております。主に3次元ソフトを用いた設計図の作成講座で、構造設計・意匠設計双方に対応した講習カリキュラムを提供しております。大手ゼネコン、設計事務所等の受講実績があり、今後のさらなる需要が見込まれます。

(3) リーバーシステム事業

当社は、従来から鉄筋コンクリート造における鉄筋の種類・加工・配置をBIMによる3次元モデルで再現することに力をいれて取り組んでおります。2018年には図面（配筋図）、積算（数量計算書）、鉄筋の加工指示データ作成までを自動化することに成功し、これら一連のワークフローシステムを「リーバーシステム®」と名付け実用化しております。リーバーシステムは施工現場での過密配筋や鉄筋干渉などの潜在的なトラブルを解決するものであり、今後人手不足が予測される業界において、DXを促進し生産性向上や品質向上に貢献する技術として業界で注目を集めております。また、2024年9月には鉄筋専門ECサイト「REBAR SYSTEM（リーバーシステム）」を開設しており、より手軽にリーバーシステムの技術を体験できるよう普及へ向けた取り組みを行っております。

事業系統図は以下のとおりであります。



※1 構造計算とは、建物そのものの重さや建物の用途に応じて決まる重さに対して、建物を構成する各

部材にどのような力が生じているかを計算し、その部材に破壊が生じないかの安全性を確認すること。また、地震、風圧、積雪などの短期的な外力についても同様に安全性を確認する。

- ※2 構造図とは、柱や梁、壁、床などの構造部材の位置や断面の形状を、平面的・断面的に表現した図面のこと。
- ※3 構造計算書とは、建物の概要や仮定した条件、荷重・外力・応力の計算式や計算過程とその結果、さらには各構造部材の安全率を示した断面算定結果など、構造計算の結果をまとめた図書。解析プログラムを使用した際は、そのインプット・アウトプットも含まれる。
- ※4 静的解析とは、建物に地震力、風圧力などの外力が一定の値で作用した状態での設計手法。設計における条件（荷重・境界）が煩雑でなく、計算の負荷は低いものの、過剰な設計になる傾向がある。
- ※5 動的解析とは、建物に作用する地震力、風圧力などの外力が時間によって変化する設計手法。時刻歴で変動する設計条件（荷重・境界）は煩雑ではあるものの、より精緻な設計となり、安全性・経済性を追求できる。
- ※6 木造建築の工法の1つ。日本では2013年12月に製造規格となるJAS（日本農林規格）が制定され、2016年4月にCLT関連の建築基準法告示が公布・施行された。
- ※7 配筋図とは、柱・梁・壁・基礎など、鉄筋で骨組みする構造部材ごとに、鉄筋の種類・配置を平面図や断面図で表したもの。
- ※8 数量計算書とは、設計図面を基にコンクリートの体積、鉄筋の径・長さ・本数、マンホールなどの付帯、さらには施工するための足場など、施工で使う全ての材料の使用量を計算書としてまとめたもので、概算金額を算出する積算の根拠資料となるもの。
- ※9 意匠図とは、建物の配置や全体形状、間取り、外装・内装の仕上げを表現した図面のこと。
- ※10 Building Information Modeling（ビルディング インフォメーション モデリング）の略称。狭義的には建造物に関するモデリング手法のことであるが、広義的には計画・設計から施工、維持管理までの各段階において、建設事業全体で取扱う情報を搭載した3次元モデルを活用することで一連の建設生産・管理システムの効率化を図る取組みのことを指す。設計においてはコンピュータ上に現実と同じ建物の3次元モデル（BIMモデル）を再現し、3次元モデルから2次元の図面を作成する。BIMモデルはオブジェクトの集合体であり、それぞれ情報が入力可能である。建材パーツには幅や奥行き、高さに加え、素材や組み立てる工程（時間）なども入力でき、設備機器には品番・メーカーなども詳しく入力出来るため、メンテナンスや資材管理にも使用可能。
- ※11 Construction Information Modeling（コンストラクション インフォメーション モデリング）の略称。概念はBIMと同様であるが、3次元モデルの特徴として地形の測量や地質調査等の情報を含む。国内においては従来、土木分野における取組みを指していた名称である。
- ※12 海外では「BIM」は建設分野全体の3次元化を意味しており、日本国内の土木分野における利用も、「BIM」としての取組みに含まれている。国土交通省は国際標準化の動向に呼応して2018年に「BIM/CIM」として名称を整理した。
- ※13 点群データとは3次元座標内における膨大な点の集合からなるデータのことで、各点は位置情報（X, Y, Z）と色情報（R, G, B）を持つ。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の状況について、重要な変更はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025 年 6 月 30 日現在

従業員数（名）
64

- (注) 1. 当社グループは土木・建築設計事業を主なセグメントとしており、その他事業は重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は従業員の 100 分の 10 未満であるため上記人数には含めておりません。

(2) 発行者の状況

2025 年 6 月 30 日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
44	27.5	3.7	4,593

- (注) 1. 当社は、土木・建築設計事業を主なセグメントとしており、その他事業は重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日）におけるわが国経済は、雇用環境や所得環境の改善、旺盛なインバウンド需要を背景として、緩やかな回復基調を継続しております。一方、米国の政策動向や金融資本市場の不安定化などにより、依然として不透明な状況が続いております。

建設業界の状況として公共事業関係投資、民間非住宅建設投資とも底堅く推移しており、全体としては増加基調を維持しております。しかしながら、建築資材、労務費をはじめとする建設コストの上昇、担い手の減少等、建設業界全体としては依然、厳しい経営環境が続いております。そのような環境の中、内閣府の「Society5.0の社会へ」、国土交通省の「i-construction 2.0」等により政府はDX（デジタルトランスフォーメーション：Digital Transformation）戦略、デジタルデータの活用により人口減少への対応、生産性の向上等を目指しております。また、建築業界においてはBIM（ビルディングインフォメーションモデルリング：Building Information Modeling）データを活用した業界全体の高度化、効率化を目指し、2025年には建築確認における電子申請本格稼働、2026年春BIM図面審査開始、および2029年BIMデータ審査開始が予定されています。

当中間連結会計期間において、BIM/CIM関連技術を活用し、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕を推進しました。特に設備BIMモデル作成業務を開始し、意匠・構造・設備モデルの設計段階、施工段階におけるワンモデル・ワンファイルが好評でゼネコン、設計事務所からの引き合いが増えており、今後の同業他社との差別化技術として営業展開しています。さらに、BIM教育事業もゼネコンや大手設計事務所からのリピート受講者に加え、配筋3次元モデルから鉄筋加工までを情報連携させる配筋DXの受講者を獲得し、今後の配筋DXの受講者増も見込まれます。加えて、リーバースシステムのECサイトを利用して配筋DXのサービス提供のみならず、構造設計業務の概算見積サービスも提供し、全国区での構造設計業務の受注を目指しています。また、BIM/CIM関連技術を活用した営業展開に加え、組織体制の見直しを通じて顧客基盤の多様化を図り、需要の季節的偏りの是正に取り組みました。しかしながら、当初想定した効果は十分には現れず、目標通りの改善には至りませんでした。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は261,972千円となり、営業損失は15,426千円、経常損失は16,840千円、親会社株主に帰属する当中間純損失は7,233千円となりました。

なお、当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、46,050千円の収入となりました。これは税金等調整前中間純損失17,051千円の計上があったものの、売掛金の回収による売上債権85,335千円の減少があったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、14,626千円の支出となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が12,000千円あったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、111,007千円の収入となりました。これは、長期借入れによる収入が290,000千円あった一方で、長期借入金の返済による支出が178,285千円あったこと等によります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業セグメントは、土木・建築設計事業及びその他の事業であります。土木・建築設計事業の全セグメントに占める割合が高く、その他の事業は開示情報としての重要性が乏しいため、受注実績のセグメント別の記載を省略しております。

なお、当中間連結会計期間における受注実績は次のとおりであります。

	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
受注実績	222,567	-	274,247	-

（注）連結グループ間取引については相殺消去しております。

(3) 販売実績

当社グループの事業セグメントは、土木・建築設計事業及びその他の事業であります。土木・建築設計事業の全セグメントに占める割合が高く、その他の事業は開示情報としての重要性が乏しいため、販売実績のセグメント別の記載を省略しております。

なお、当中間連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

	販売高（千円）	前年同期比（%）
販売実績	261,972	-

（注）1. 連結グループ間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	金額（千円）	割合（%）
株式会社 NJS	179,640	68.6

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対応すべき課題について重要な変更等はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営しております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社では、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、

アイザワ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他のJ-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項および契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当該事業年度の末日）に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り

扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の

者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を

行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。。

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間の設備投資の総額は、13,669千円であり、主にリーバーシステムに係るECサイトのソフトウェア開発費用（12,000千円）によるものであります。

なお、当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当中間連結会計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設、除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当連結中間会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000 (注)	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式10,000株が含まれています。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年3月26日株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社の使用人4名	同左
新株予約権の数	取締役に対し5,700個、使用人に対し4,300個 合計10,000個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 取締役に対し5,700株、使用人に対し4,300株 合計10,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	1株当たり1,800円	同左
新株予約権の行使期間	2026年3月27日～2034年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,800円 資本組入額 900円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に発行する新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の

効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）3 に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
 - i 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
 - ii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2025年1月1日 ～ 2025年6月30日	—	200,000	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
安藤 浩二 (注) 1、2	千葉県木更津市	140,000	70.00
株式会社H&Kアセットマ ネジメント (注) 2、3	東京都中央区銀座八丁目 12番8号 PMO銀座八丁目7 階	60,000	30.00
計		200,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）当社株式は2025年7月18日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度に係る発行者情報の公表後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当社は前中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、清友監査法人の期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、各種団体の主催する研修会への参加や定期的な専門誌の購読などを通じ、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,748	259,626
売掛金	109,632	24,296
仕掛品	70,981	81,417
前渡金	12	23
前払費用	32,268	23,039
貯蔵品	20	58
その他	1,583	1,698
流動資産合計	331,246	390,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,676	22,676
減価償却累計額	△ 13,186	△ 13,945
建物及び構築物（純額）	9,489	8,730
車両運搬具	5,266	5,266
減価償却累計額	△ 5,059	△ 5,266
車両運搬具（純額）	206	0
工具、器具及び備品	36,721	37,510
減価償却累計額	△ 29,129	△ 29,992
工具、器具及び備品（純額）	7,591	7,517
有形固定資産合計	17,287	16,247
無形固定資産		
ソフトウェア	18,423	26,951
その他	74	74
無形固定資産合計	18,498	27,026
投資その他の資産		
長期預金	11,128	10,368
長期前払費用	47	2,988
敷金及び保証金	43,875	44,163
繰延税金資産	21,121	30,504
投資その他の資産合計	76,172	88,024
固定資産合計	111,958	131,298
資産合計	443,205	521,460

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	99,972	97,956
未払金	8,291	10,406
未払費用	20,628	22,195
未払法人税等	210	105
未払消費税等	11,511	6,052
前受金	19,085	8,536
賞与引当金	2,196	3,523
受注損失引当金	12,077	6,302
その他	4,011	4,350
流動負債合計	177,984	159,427
固定負債		
長期借入金	235,023	348,754
長期未払金	5,836	5,057
繰延税金負債	539	-
固定負債合計	241,398	353,811
負債合計	419,382	513,239
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	△ 17,456	△ 24,690
株主資本合計	△ 7,456	△ 14,690
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	31,279	22,911
その他の包括利益累計額合計	31,279	22,911
純資産合計	23,822	8,220
負債純資産合計	443,205	521,460

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
売上高	261,972
売上原価	162,029
売上総利益	99,942
販売費及び一般管理費	※ 115,368
営業損失(△)	△ 15,426
営業外収益	
受取利息	165
為替差益	519
助成金収入	48
その他	26
営業外収益合計	759
営業外費用	
支払利息	2,093
その他	80
営業外費用合計	2,173
経常損失(△)	△ 16,840
特別利益	-
特別損失	
固定資産除却損	211
特別損失合計	211
税金等調整前中間純損失(△)	△ 17,051
法人税等	
法人税、住民税及び事業税	105
法人税等調整額	△ 9,922
法人税等合計	△ 9,817
中間純損失(△)	△ 7,233
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△ 7,233

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	
中間純損失(△)	△ 7,233
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△ 8,367
その他の包括利益合計	△ 8,367
中間包括利益	△ 15,601
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△ 15,601

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
 (自2025年1月1日
 至2025年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△ 17,051
減価償却費	5,918
保証金償却	464
固定資産除却損	211
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,327
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,774
受取利息	△ 165
為替差損益 (△は益)	△ 519
支払利息	2,093
売上債権の増減額 (△は増加)	85,335
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 12,674
前払費用の増減額 (△は増加)	8,984
前受金の増減額 (△は減少)	△ 10,549
未払金の増減額 (△は減少)	2,043
未払費用の増減額 (△は減少)	1,122
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 5,458
その他の増減	△ 4,229
小 計	51,077
利息の受取額	173
利息の支払額	△ 1,990
手数料の支払額	△ 3,000
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△ 210
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 115
有形固定資産の取得による支出	△ 1,669
無形固定資産の取得による支出	△ 12,000
保証金の差入による支出	△ 886
保証金の回収による収入	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	290,000
長期借入金の返済による支出	△ 178,285
長期未払金の返済による支出	△ 707
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,007
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,203
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	144,634
現金及び現金同等物の期首残高	89,353
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 233,988

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
役員報酬	32,682
給与手当及び賞与	27,563
賞与引当金繰入額	862

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
現金及び預金勘定	259,626 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△25,637
現金及び現金同等物	233,988

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、土木・建築設計業務を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財またはサービスから生じる収益であり、一定の期間にわたり顧客に移転される財またはサービスから生じる収益の重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、その他事業は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△36円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たりの中間純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)(円)	△36.17
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△7,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△7,233
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 19 日

株式会社 RitaX
取締役会 御中

清 友 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

人見 敏之

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

市田 知史

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 RitaX の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 RitaX 及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上